
2. CDM/JI 事業の承認制度の枠組に関する検討

2.1 マラケシュ合意における CDM/JI 事業の承認

マラケシュ合意における CDM/JI に関する手続きの流れを 4 ページ「CDM プロジェクトの流れ」及び 5 ページ「CDM プロジェクトの流れ」に示す。

CDM に関しては、関係国は「自主的参加」であることを承認することとなっている。また、参加規定として、「CDM 参加締約国は、国家 CDM 担当機関を任命すること」が示されている。

また、JI に関しては、「第 6 条第 1 パラグラフ(a)に則った事業を承認するための指定フォーカル・ポイント」を条約事務局に報告することが参加要件となっている。

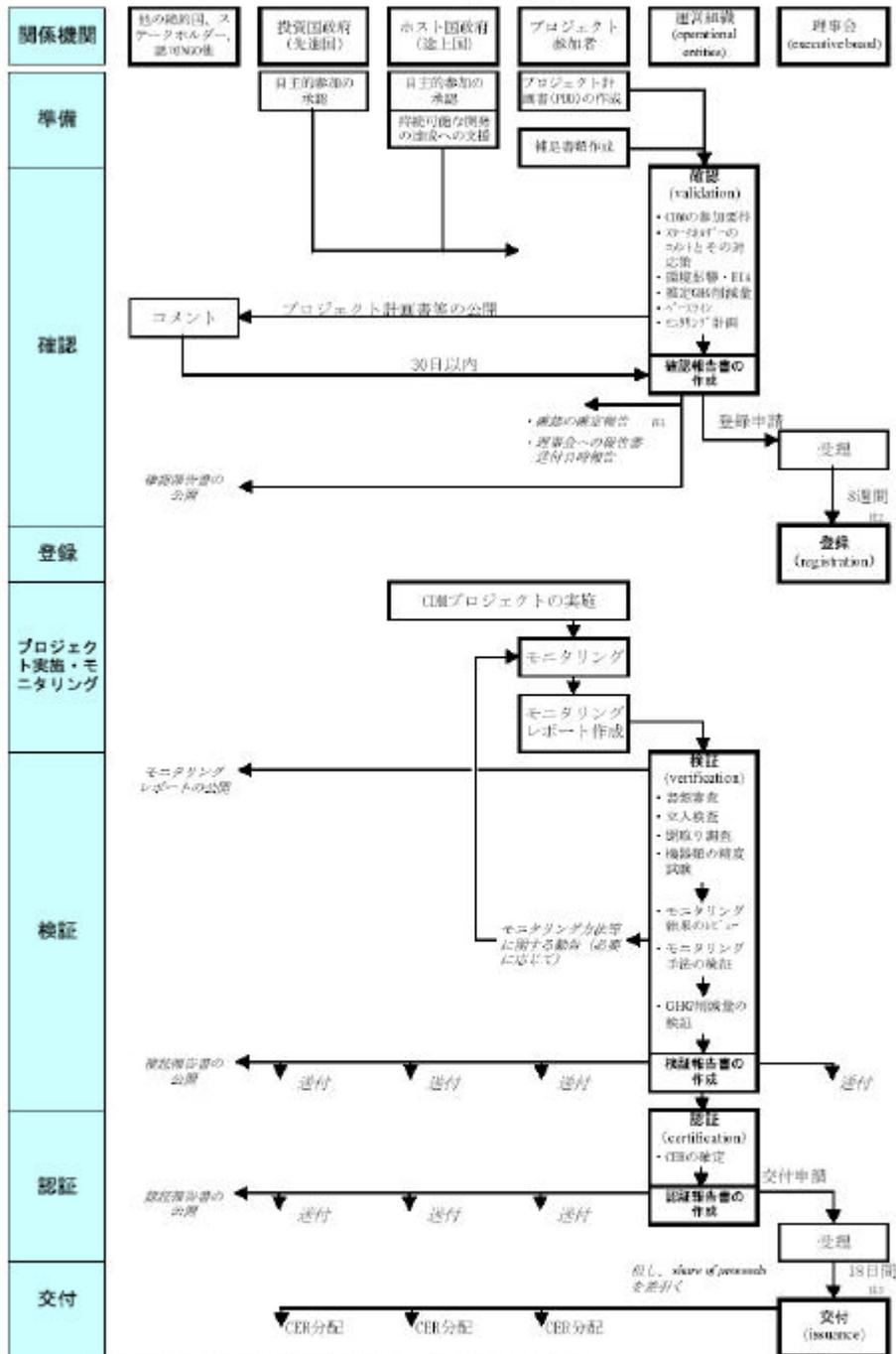
このように、CDM/JI プロジェクトの実施に関しては、関係国が「承認する」ことが前提条件となっており、「プロジェクトの承認」が国内での重要な手続きである。

一方、CDM/JI プロジェクトの承認制度に関しては、詳細な規定はマラケシュ合意にはない。先進事例であるオランダの ERUPT/CERUPT（後述）や世界銀行の炭素基金（PCF）では、それぞれ独自の承認レターの発行に関する手続きを有している。また、世界銀行の CDM 戦略策定支援調査：NSS（後述）において、組織制度的な支援の一環として、当該国に適したプロジェクト承認の組織が提案されている。

以下では、NSS の CDM/JI 事業承認制度に関する先進的取組を把握した上で、日本の民間企業のアンケート結果等を踏まえて、我が国の CDM/JI 事業の承認制度に関する枠組を検討する。

GDMプロジェクトの流れ

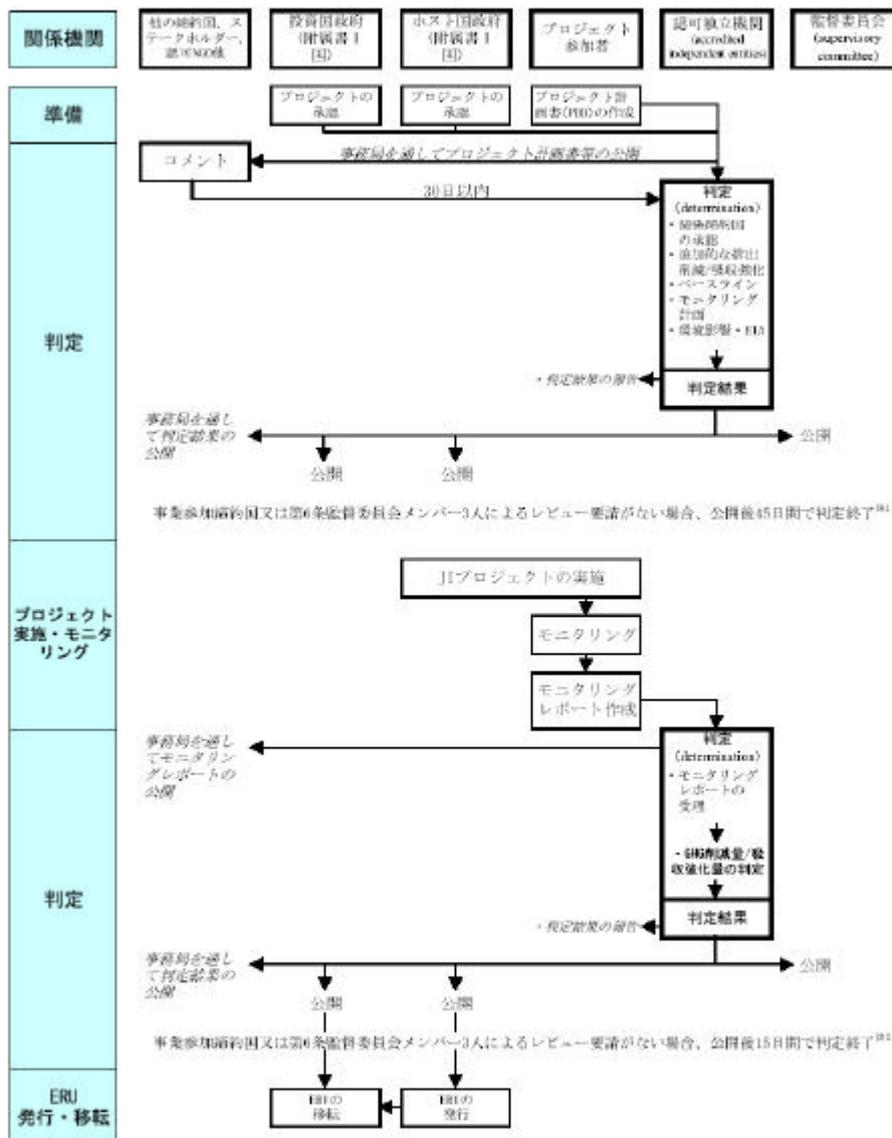
環境省資料



- 注E1: 当該事業活動が、検証の要件を満たさない場合は、文書にてその理由を説明する。
- 注D: レビュー機関（事業参加国又は理事会メンバー9人以上）があった場合、理事会はD項の要件に関係した課題に関してレビューを行い、②第4条第2項の命令までに、事業参加者と一般にその結果と理由を公開して終了する。
- 注E: レビュー機関（事業参加国又は理事会メンバー9人以上）は、無定額罰則の懲罰・不作為等に規定される。要約後、理事会はCDM委員会と、とるべき行動の方針を決定し、レビューの正当性が認められればそれを承認するとともに、CERの発行の承認の可否を決定する。②レビュー実施決定後30日以内に終了する。③プロジェクト参加者にレビュー結果を伝えるとともに、決定及び決定理由を公表する。

JIプロジェクトの流れ

環境省資料



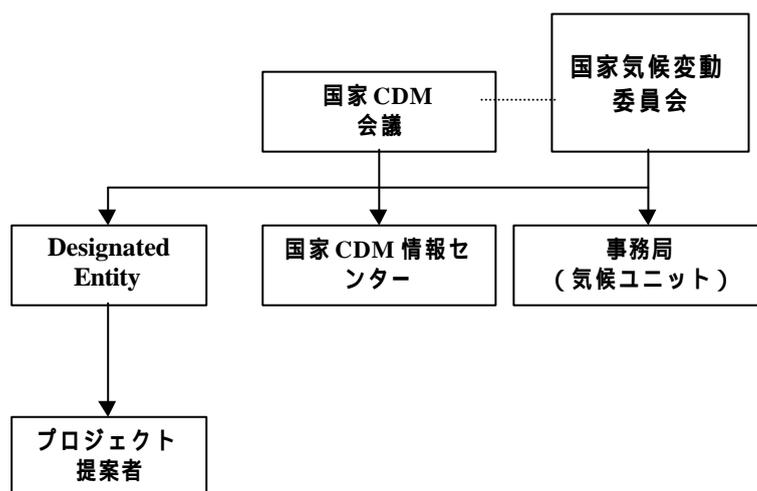
2.2 CDM/JI 事業の承認制度構築に関する先進的取組

ここでは、世界銀行の National Strategy Study : NSS (詳細は後述) における各国報告書の中で、CDM/JI 事業の承認制度として検討されている内容に関して記述する。

(1) インドネシア

組織体制：国指定機関 (Designated National Authority (DNA))

National Strategy Study on the Clean Development Mechanism in Indonesia (NSS Indonesia) では、Institutional Setting (Chapter 4) において、CDM を促進・育成・進展 (facilitate, foster, promote) するために、指定国家担当機関 (Designated National Authority = DNA) として機能する、国レベルでの組織構築が提案されている。DNA は、国家 CDM 会議 (National CDM Board)、国家情報センター (National CDM Clearing House) の二つのユニットから構成されている。また、DNA は地方分権法に基づき、大統領令 (president decree) によって設立された独立組織であるべきことが提案されている。国家 CDM 会議メンバーには可能な限り幅広いステークホルダーを代表する構成員が選定されるべきとされており、この中には、地方政府、関連民間セクター、NGO、コミュニティグループの代表、環境省、エネルギー・鉱物資源省、林業省、交通省、財務省の政府関係者などが含まれている。



出典：National Strategy Study on the Clean Development Mechanism in Indonesia

DNA 組織図

NSS Indonesia においては、各機関の役割等に関して、以下のとおり提案している。

< DNA の機能 >

国家の CDM プログラムのフォーカルポイントとして活動（国家 CDM 会議）
CDM プロジェクトの国レベルでの承認（国家 CDM 会議）
インドネシアと UNFCCC、COP/MOP の事務局の連絡（国家 CDM 会議）
CDM に関連した活動に関する情報データベースを、一般市民が利用可能な形で提供する（国家 CDM 情報センター）

< 事務局 >

環境省の気候ユニットが、国家 CDM 会議の事務局として機能し、事務的なサポートを行う。これにより CDM プロジェクトの選択、評価プロセスが合理的に行われるだけでなく、事務費用・取引費用が削減される。環境省の気候ユニットの事務局機能は以下に示すとおりである。

CDM の国内ホストのポテンシャルを調査し、参加を奨励する。
プロジェクトのホストと連絡調整を行う。
プロジェクトの記録・文書を保管する。
6ヶ月毎に国家 CDM 会議を開催する。
国家 CDM 会議の事務的機能を担う。

< 国家 CDM 情報センター（National CDM Clearing House） >

情報センターは、国家 CDM 会議を長期的にサポートすることを目的としている。契約により民間機関がセンター機能を請負う可能性も含んでいる。情報センターの重要な機能として、以下に示すものが挙げられる。

国家 CDM 会議による国内 OE 候補者の評価を支援
プロジェクト提案書の評価
環境と持続可能性に対する影響の評価
国家 CDM 会議によるプロジェクトモニタリングを支援
国家 CDM 会議によるアピール（抗議）に関する調査、評価の支援
民間の認証機関が利用不可能な場合、国家 CDM 会議による CER の検証の支援

下表は、想定されるプロジェクトサイクルをもとに、DNA の構成者の活動概要を示している。民間セクターからの質問（3ヶ月以内に回答が必要）、プロジェクトの提案書の評価、アピール（抗議）の検討、CDM 理事会（Executive Board）及び DOE（認可運営組織）による CER 発行の促進等のために、国家 CDM 会議は、必要に応じて会合を開く。

プロジェクト提案者	国家 CDM 会議（事務局によって補佐される）	国家 CDM 情報センター	
プロジェクト開発	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト提案書の作成と提出 環境、持続可能性影響評価の提出 プロジェクトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 環境、持続可能性の影響評価に関する公開ヒアリングの開催 プロジェクト提案の評価と承認 理事会のプロジェクトの登録 	<ul style="list-style-type: none"> 情報センターの役割は他の認可組織に外注可能 情報センターはこれらの組織を認可する プロジェクト提案書評価の支援 評価に必要な情報の提供、環境と持続可能性の影響評価プロセス、必要な評価の実施
プロジェクト実施	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングレポートの評価 アピール（抗議）の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 国家 CDM 会議のプロジェクトモニタリングの支援 国家 CDM 会議のアピール（抗議）調査、評価の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 国家 CDM 会議のプロジェクトモニタリングの支援 国家 CDM 会議のアピール（抗議）調査、評価の支援
CER の発行の促進	<ul style="list-style-type: none"> CER 評価の独立した検証者の結果の評価 CDM 理事会への CER 交付のための提出のファシリテーター CDM 理事会への CER の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 国家 CDM 会議の CER の評価の支援と CER の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 国家 CDM 会議の CER の評価の支援と CER の提出

DNA は現在のところ、国家気候変動委員会の議長である環境副大臣と環境省の気候ユニットから構成される。以下に示すステップが、DNA によって実施されることになっている。

CDM の制度的な調整において、国家気候変動委員会及びその議長の役割を決定する。

国家気候変動委員会の事務局としての気候ユニットの役割を決定する。

国家 CDM 情報センターを設立する、もしくは情報センターの役割と責任を担う非政府組織を任命する。

国家 CDM 情報センターの役割と責任を決定する。

国家 CDM 会議を設定し、会議のメンバーの選挙を行う。

(2) タ イ

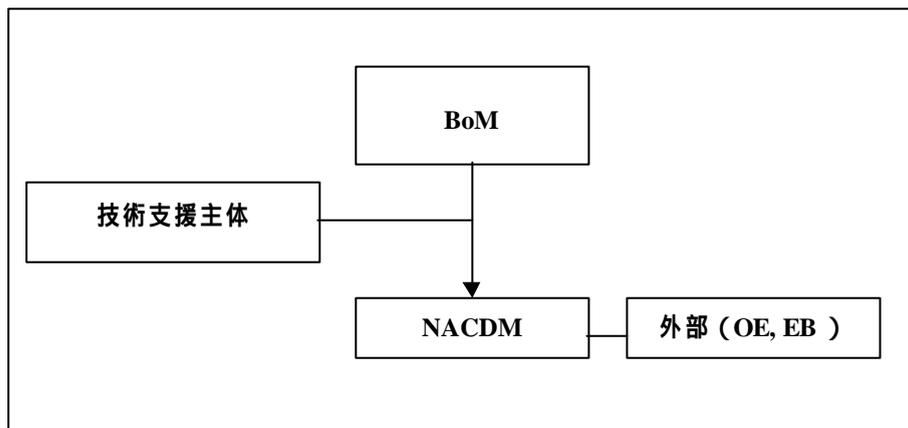
組織体制：国家 CDM 局：National Authority for CDM

National CDM Strategy Study for the Kingdom of Thailand (NSS Thailand) では、Institutional and capacity building において、国家 CDM 局(NACDM : National Authority for CDM) の設置が提案されている。この機関は、CDM の実施、管理に責任を有するとともに、CDM に関連した法・規制を立案する必要がある。また、NACDM は、CDM のプロセスに責任を有する国家機関であり、クリアリングハウスの役割を果すことが望まれている。

NACDM において強化されるべきキャパシティは、管理、プロジェクトの確認、実施及びモニタリング、争議事項の解決、交渉、政策決定、調整・協調機能、データ収集・分析等の情報管理、等である。NACDM の財政は、長期的には自立 (self financing) するが、CDM プロセスからの資金的な支援が必要になることが明らかである。

現時点では、NACDM に関する法制度は構築されていない。また、以下の CDM に関連する政策課題も存在している。

- CDM プロジェクトを通じて生成される CER に関連した所有権 (民間セクター対公的セクター)
- CER のシェア及びクレジットのシェアの調整に関する決定
- 森林シンクプロジェクトにおける主権に関する課題
- 国家レベルの持続可能な開発に対する CDM プロジェクトの貢献の確保
- 環境の追加性に関する決定



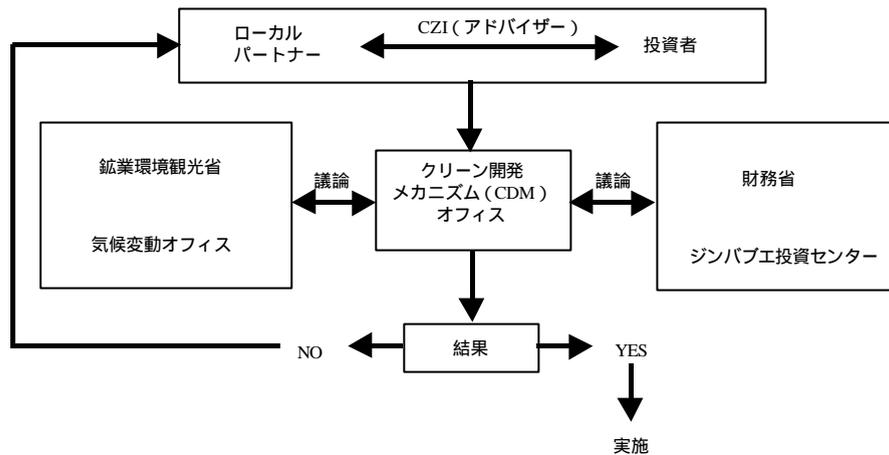
BoM: Board of Ministries

出典：National CDM Strategy for the Kingdom of Thailand

(3) ジンバブエ

Strategy for Zimbabwe with respect to AIJ and CDM, NSS Programme で示されている、ジンバブエにおいて CDM の実施に関わる機関は以下のとおりである。また、承認プロセスにおける各機関の関係は下図に示されている。

- ・ クリーン開発メカニズムオフィス (CDMO)
- ・ 財務省
- ・ ジンバブエ投資センター (ZIC)
- ・ 鉱業環境観光省 (MMET)
- ・ 気候変動オフィス
- ・ ジンバブエ産業連合 (CZI)



クリーン開発メカニズムオフィス (CDMO)

クリーン開発メカニズムオフィス (CDMO) は、財務省と鉱業環境観光省と連携しつつ、CDM に特化する独立組織であるべきとされている。CDMO は、プロジェクトサイクルに関連する全ての機関とかわり、継続中のプロジェクトに対して技術的な支援を行う。つまり CDMO は、両省のプロジェクト実施機関であり、国の CDM 政策とそれとともなう活動の調整を行う。CDMO は、政府からの財政支援と両省からのスタッフで構成される。CDMO が持つべきその他の機能は、技術移転、ベースラインの設定、追加性などの確保などである。

財務省 (既存機関)

財務省は、国内における全ての外国からの投資を担当している。CDM プロジェクトの政治的プロセス、政策協調、実施は、財務省と鉱業環境観光省のうちいずれ

かの責任になる。両者とも CDM を認可するために連携することは重要である。

ジンバブエ投資センター（ZIC）は、財務省の管轄下にある。ZIC は当該国で実施されるプロジェクトについて財務省に報告する義務を有する。

ジンバブエ投資センター（ZIC、既存機関）

ZIC は、ジンバブエにおけるプロジェクトの実施に際して最も重要な機関である。ジンバブエへの全ての新規の外国投資は、投資証書申請にあたって、ZIC によって登録、承認されなくてはならない。ZIC への承認・登録はプロジェクトの性格によって 48 時間から 10 日間を必要とする。これは、申請受理から 45 日以内に投資委員会は意思決定を行い、申請者に結果を知らせると定めた、投資センター法によるものである。投資委員会は、委員長、さまざまな省庁からの代表者、民間セクターの委員三名（民間セクターの利益を代表する）からなる。プロジェクト承認プロセスを能率化するために、ZIC は以下の二つの要件を満たすプロジェクトを承認する。

プロジェクトは優先セクターであること（例：農産物の加工、組み立てなどの工業、鉱業、観光開発など）これらのセクターは 100% 外資でも可能だが、地域の投資者とのジョイントベンチャーが好ましい。

環境管理法とイミグレーションの要求を満たすことを含む全ての要求をみたすこと

鉱業環境観光省（MMET、既存機関）

MMET は、国内の全ての環境関連プログラムとその活動を調整している。CDM に関しては、財務省とともにプロジェクトを調整することである。MMET は、CDM プロセスに関わる全ての省庁・政府部局との連絡調整を期待されている。

気候変動オフィス（既存機関）

気候変動オフィスは、鉱業環境観光省の技術部門のひとつである。CDMO と UNFCCC 事務局、各締約国とその関連組織との連携を確保する。

ジンバブエ産業連合（CZI、既存機関）

CZI は、ジンバブエ産業の統括団体であり、投資者と地域におけるパートナー間のプロジェクト実施に関するパートナーシップのアドバイザーとして重要な役割を果たす。CZI は、CDM に関連した情報を広くジンバブエ産業に発し、関連したセミナーを開催する。

2.3 我が国のCDM/JI 事業の承認制度に関する民間企業の意見

アンケートは、証券取引所の定める業種分類のうち、CDM/JI に関連すると考えられる業種の主要企業（売上高、資本金等を勘案）や、CDM/JI に関して既に FS 調査等の取り組み例を有する民間企業等に着眼して対象企業を抽出し、郵送調査方法により行った。

アンケートの送付は、下表に示す業種毎に主要企業等を合計 288 社抽出し、そのうち 146 社から回答を得た。

分類名	特徴	該当する業種	回収数/ 配布数 (%)
分類	主としてエネルギー多消費型産業	6-パルプ・紙、7-化学、9-石油・石炭製品、11-ガラス・土石製品、12-鉄鋼	28/57 (49.1)
分類	機械産業等	13-非鉄金属、14-金属製品、15-機械、16-電気機器、17-輸送用機器、18-精密機器	41/62 (66.1)
分類	食品・繊維業等	1-水産・農林業、2-鉱業、3-建設業、4-食料品、5-繊維製品、10-ゴム製品、19-その他製品	31/68 (45.6)
分類	運輸産業等	27-陸運業、28-海運業、29-空運業、30-倉庫・運輸関連業	14/23 (60.9)
分類	主としてサービス関連業等	20-卸売業、21-小売業、23-銀行業、24-証券・商品先物取引業、25-保険業、31-通信業、33-サービス業	15/56 (26.8)
分類	電気・ガス業	32-電気・ガス業	17/22 (77.3)

本アンケート調査は、我が国の CDM/JI 事業の承認制度に関する民間企業の意見を把握する上で、貴重な資料となるため、その結果を抜粋して以下に示した。なお、調査結果報告書を資料編の資料 1 に示した。

(1) CDM/JI に関するアンケート結果概要

CDM/JI 事業に対する認知度【問 1】

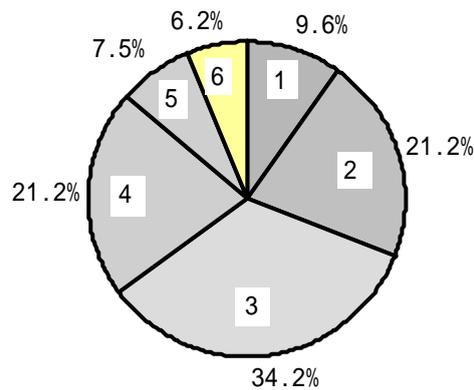
選択肢 1 の「詳しく知っているほか、会社組織としても締約国会議 (COP) 等に参加したことがある」及び選択肢 2 の「詳しく知っている」の両方を加えた割合は、全体の約 30% を占めた。一方、選択肢 3 の「内容を少し知っている」、選択肢 4 の「知っているが、内容は詳しく知らない」及び選択肢 5 の「聞いたことがある」といった程度の認知度の割合は、全体の約 62% を占めた。

【問 1】

御社は、CDM/JI 事業に関して既にご存知でしたか？ 次の中から 1 つ選んで回答欄に記入してください。

回答率 100% (回答企業数 146)

1. 詳しく知っているほか、会社組織としても締約国会議 (COP) 等に参加したことがある。
2. 詳しく知っている。
3. 内容を少し知っている。
4. 知っているが、内容は詳しく知らない。
5. 聞いたことがある。
6. 知らない。



(注) 円グラフ内の数字は選択肢。以下同じ。

CDM/JI 事業に対する関心の度合い【問2】

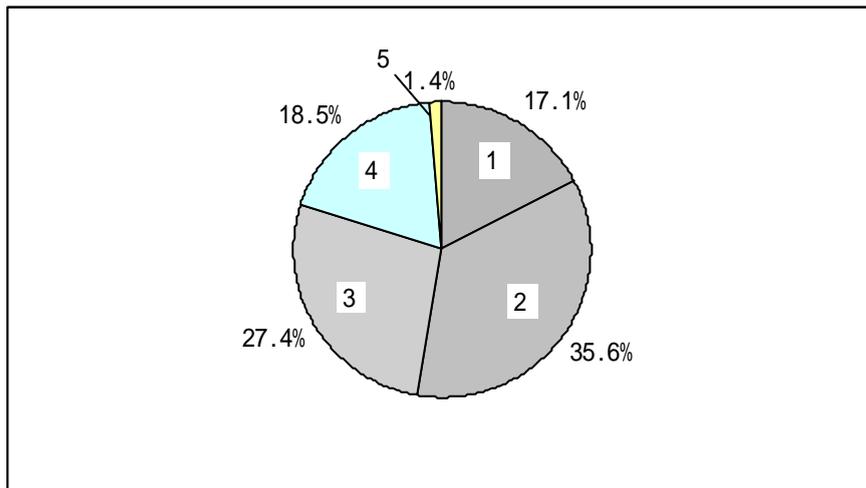
選択肢1の「非常に興味がある」及び選択肢2の「興味はある」の両方を加えた割合については、全体の約50%以上を占めた。また、選択肢3の「現在のところ関心は低い、将来関心を持つに至る可能性はある」の回答の割合は、全体の約27%を占めた。

【問2】

CDM/JI 事業について、御社では関心がありますか？ 次の中から1つ選んでください（【問1】で「3.」～「6.」を選ばれた方は、添付の「クリーン開発メカニズムに関する説明」と「共同実施に関する説明」をお読みいただいた上でお答えください）。

回答率 100%（回答企業数 146）

1. 非常に興味がある。
2. 興味はある。
3. 現在のところ関心は低い、将来関心を持つに至る可能性はある。
4. 現在のところ関心はない。
5. 現在も関心はなく、将来持つこともないと考えられる。



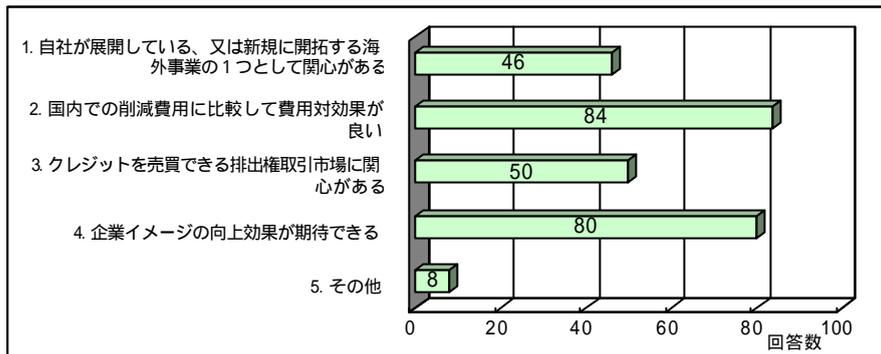
CDM/JI 事業に対する関心点【問3】

CDM/JI 事業に対する関心点に関しては、選択肢2の「国内での削減費用に比較して費用対効果が良い」及び選択肢4の「企業イメージの向上効果が期待できる」と回答した企業が多かった。CDM/JI 事業の費用対効果に対する関心と同程度の興味を、「企業イメージの向上効果」として抱いている点が注目される。

【問3】(【問2】で「1.」, 「2.」, 「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業について、どのような点について関心をお持ちか、または関心を持つ可能性があると
お考えですか？ 次の中から該当するものはすべて選んでください。(複数回答可)

回答率 79.5% (回答企業数 116)



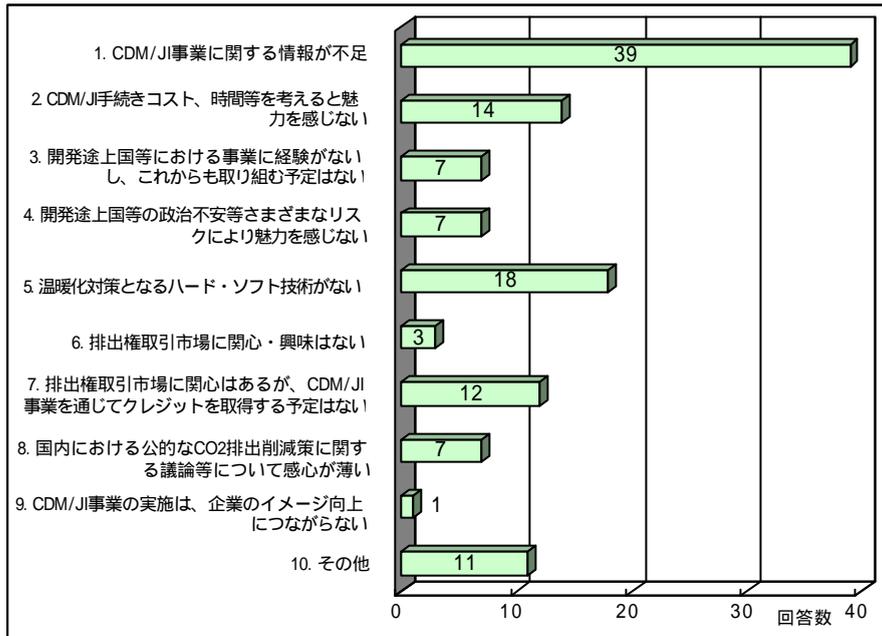
CDM/JI 事業に対する関心が低い理由【問5】

CDM/JI 事業に対する関心が低い理由に関しては、「CDM/JI 事業に関する情報が不足している」が非常に多く、情報提供・普及啓発の重要性が示唆された。

【問5】(【問2】で「3.」～「5.」を選ばれた方のみお答えください)

関心が低い、または関心がない理由を教えてください。次の中から該当するものはすべて選んでください。(複数回答可)

回答率 41.8% (回答企業数 61)



CDM/JI 事業に対する参画の程度【問7】

参画の程度に関しては、選択肢5の「現時点では分からない」の回答がすべての選択肢の中で最も多く、全体の50%近い割合を占めた。

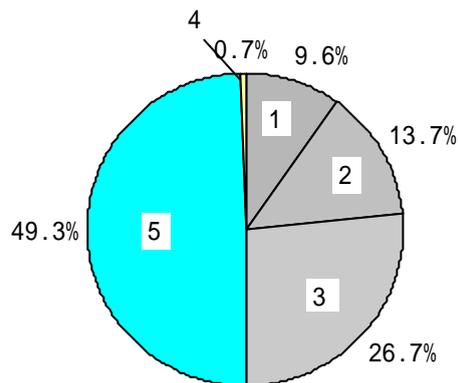
また、選択肢1の「積極的に参画する」及び2の「参画する方向で検討を進めている」の両方を加えた割合については、全体の約23%を占めた。その他、選択肢3の「参画の是非を含めて検討中である」の回答の割合は、全体の約27%を占めた。

【問7】

御社は、今後CDM/JI 事業に関して、どの程度の参画を考えていらっしゃいますか？次の中から該当するものを1つ選んでください。

1. 積極的に参画する（既に参画している）
2. 参画する方向で検討を進めている。
3. 参画の是非を含めて検討中である。
4. 参画しない方針である。
5. 現時点ではわからない。

回答率 100%（回答企業数 146）



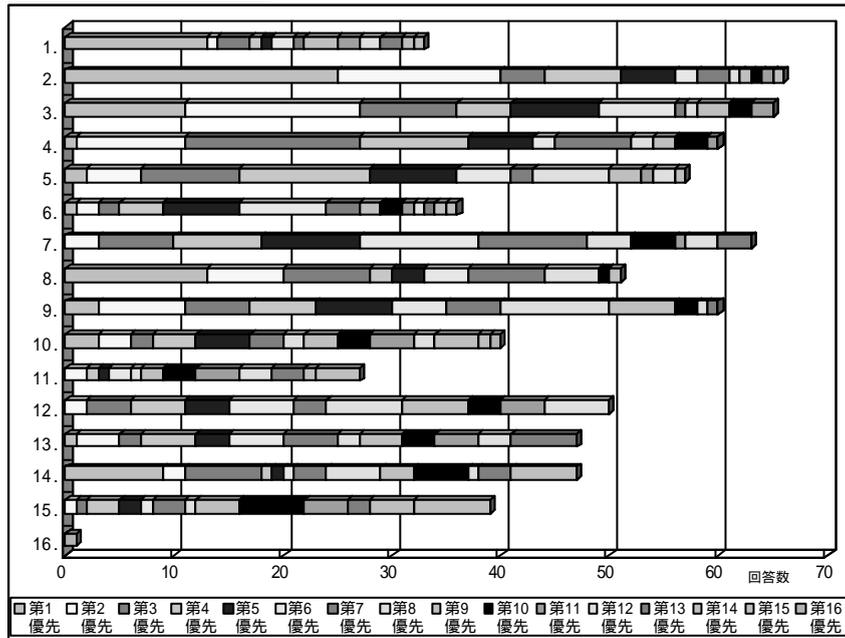
(2) 我が国の CDM/JI 事業の承認制度に関する民間企業の意見
アンケートにおいて、CDM/JI 事業の承認制度に関係した項目を以下に示す。

【問9】(【問7】で「1.」～「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業への参画を進める上で、現在必要(入手したい)とお考えの情報に関して、次の中から該当するものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体例を挙げる事が可能なときは、具体例も挙げてください。(複数回答可)

1. 気候変動枠組条約締約国会議(COP)等、国際交渉に関する情報(回答数 33)
2. CDM/JI の対象となりうる事業の種類、または内容等に関する情報(66)
3. CDM/JI 事業を受入れるホスト国(開発途上国など)における投資リスク、受入れ制度等に関する情報(65)
4. CDM/JI 事業の計画立案から認証までの事務的手続きや申請コスト等に関する情報(60)
5. CDM/JI 事業のベースライン・モニタリングの設定方法等、技術的事項に関する情報(57)
6. CDM/JI 事業への先進諸国の取組状況、制度に関する情報(36)
7. CDM/JI 事業の先行事例に関する情報(63)
8. 国の CDM/JI 事業の実施方針に関する情報(51)
9. 民間が実施する CDM/JI 事業に対する公的な支援措置などに関する情報(60)
10. 自社が所属する業界及び同業他社の動向に関する情報(40)
11. 他の業界の動向に関する情報(27)
12. クレジットを売買する排出権取引市場(国内外)に関する情報(50)
13. 炭素クレジットの将来の価値、取り扱い等に関する情報(47)
14. 企業に対する公的な CO2 排出削減策の議論の状況等に関する情報(47)
15. CDM/JI 事業における補償・保険等に関する情報(39)
16. その他(その他のご意見について回答欄の枠内にお書きください。)(1)

回答率 56.2% (回答企業数 82)

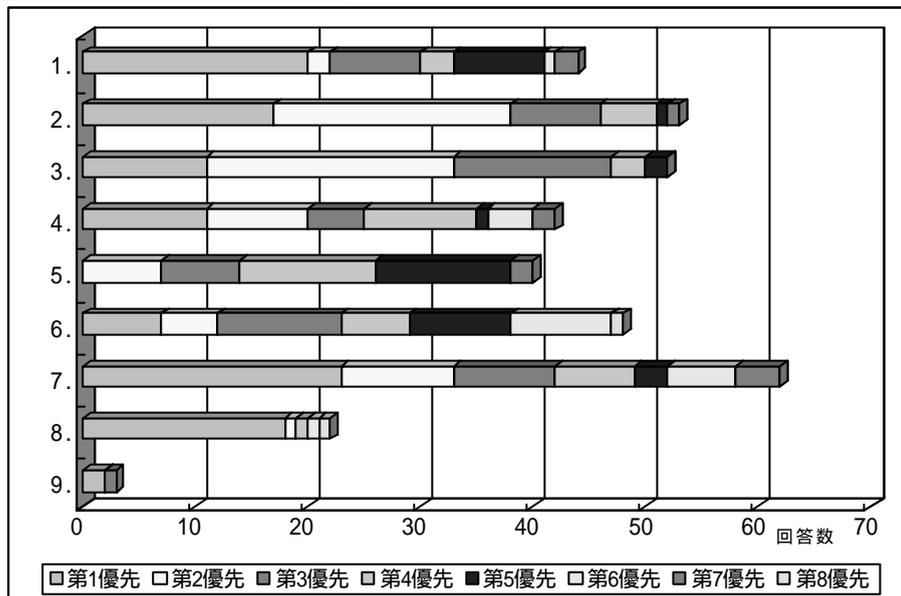


【問10】(【問7】で「3.」～「5.」を選ばれた方のみお答えください)

どのような条件が整備されれば、御社はCDM/JI 事業への参画を前向きに検討しますか？ 次の中から該当するものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体的に必要とする条件等の内容を挙げる事が可能なときは、具体例も挙げてください。(複数回答可)

1. CDM/JI 事業に関する情報が提供される。(回答数 44)
2. CDM/JI 事業の認証などに関する国際的に正式なガイドライン等が整備される。(53)
3. CDM/JI 事業や発生したクレジットに関する日本国内の承認・登録手続制度等が整備される。(52)
4. 業界の取組方針等が公表される。(42)
5. CDM/JI 事業に関する補償や保険制度が整備される。(40)
6. CDM/JI 事業に関する公的な支援体制が確立される。(48)
7. 企業に対する公的な CO2 排出削減策が具体的に設けられたとき、必要に応じて参画を検討する。(62)
8. 当面は参画しない。(21)
9. その他(その他のご意見について回答欄の枠内にお書きください。)(3)

回答率 74.7% (回答企業数 109)



2.4 我が国のCDM/JI 事業の承認制度に関する枠組

マラケシュ合意には、CDM に関して「国家 CDM 担当機関の指定 (designate a national authority for the CDM)」が規定されており、この「国家 CDM 担当機関」が、事業者に対する「プロジェクトの承認」を行うことが定められている。また、JI に関しては、「第 6 条 (JI) プロジェクトの承認のためのフォーカルポイントの指定」が規定されている。

ここでは、上記の事例等を参考に、まず我が国の「国家 CDM/JI 担当機関」に関する望ましい枠組について概観したうえで、「我が国の CDM/JI 事業の承認制度に関する枠組」を検討する。

(1) 我が国の国家 CDM/JI 担当機関 (National CDM/JI Authority) について

我が国の国家 CDM/JI 担当機関の果たすべき役割

我が国の国家 CDM/JI 担当機関は、「CDM/JI 事業の承認のフォーカルポイント」として、承認手続き等、CDM/JI 事業推進に関する我が国の中枢組織であることが望まれる。特に、京都議定書の目標達成における CDM/JI 事業の果たす役割の重要性を考慮すると、当該機関は、第 1 約束期間における我が国の CDM/JI 事業を政府として積極的に推進・支援するための機能を有している必要がある。従って、我が国の国家 CDM/JI 担当機関が果たすべき役割として、大まかに以下に示す 3 項目が挙げられる。

- A. 京都議定書の締約国としての CDM/JI 事業の承認
- B. CDM/JI 事業に関する国別登録簿の作成・運営・管理
- C. CDM/JI 事業が我が国の目標達成に貢献することを目的とした事業者等の支援

我が国の国家 CDM/JI 担当機関の持つべき機能

上記の役割を果たすために、我が国の国家 CDM/JI 担当機関が持つべき機能には以下に示すものが挙げられる。

A. CDM/JI 事業の承認

事業の承認に関しては、当該 CDM/JI 事業の承認段階における適格性が確保されていること、ホスト国側事業者及び関係者との協力関係が確保されていることを確認する必要がある。加えて、事業者の観点からは、承認プ

プロセスが円滑かつ迅速に行われることが望ましい。従って、承認体制に関しては、「申請」から「承認」までが一連の流れとして手続き化され、円滑かつ迅速な判断が可能となる機能を有する必要がある。申請書類は、定型様式が規定され、「適格性」と「協力関係」に関しても、円滑かつ迅速な判断が行えるような様式であることが望ましい。承認制度の素案に関しては、「(2) 我が国の CDM/JI 事業の承認について」で述べる。

B. 国別登録簿の作成・運営・管理

CDM/JI 事業の登録簿に関しては、全ての事業を一元的に管理する機能を有する必要がある。国際ルールと連動するとともに、運営・管理を円滑かつ確実にを行うことが可能な組織・体制/設備・インフラを備えることが望ましい。

C. CDM/JI 事業の事業者等の支援

CDM/JI 事業の主たる実施者と想定されている民間企業は、アンケート結果(資料1参照)からも明らかなように、現時点において、必ずしも積極的に事業展開を図ろうとはしていない。事業の承認登録手続きの整備はもちろんのこと、ホスト国の取り組み状況やベースライン設定等技術的事項に関する情報提供等、何らかの公的支援が必要とされている。従って、国家 CDM/JI 担当機関は、CDM/JI 事業の主体となるべき民間企業を支援する機能を有することが望ましい。

民間企業等の支援に関しては、大まかに分類すると「情報提供」及び「技術支援」に関する機能が必要となる。ホスト国の事業者や国家 CDM/JI 担当機関に対する情報提供・技術支援も、我が国の民間企業の取り組みを容易にする支援の一つと考えられるため、我が国の担当機関は、ホスト国の CDM/JI 事業実施支援までを包含した幅広い機能を有することが望ましい。

我が国の国家 CDM/JI 担当機関の例

我が国の国家 CDM/JI 担当機関が果たすべき役割と、持つべき機能を勘案すると、下図に示す 3 つのユニットと事務局から構成される体制のイメージを構築することができる。

< CDM/JI 事業承認ユニット >

「CDM/JI 事業承認ユニット」は、「京都メカニズム活用連絡会」により構成される。連絡会構成省庁（内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、国土交通省、農林水産省）が承認申請窓口になり、事業者から提出される承認申請書類を受け付ける。承認申請書類に不備がない場合、プロジェクト支援担当省庁は、「京都メカニズム活用連絡会」に報告し、連絡会が事業の承認を行う。これを受けて、プロジェクト支援担当省庁は、事業者に対して「承認レター（Letter of Approval）」を発行する。本ユニットの全ての活動は、以下に示す「事務局」により補佐される。

< CDM/JI 事業推進支援ユニット >

「CDM/JI 事業推進支援ユニット」は、CDM/JI 事業の主体となるべき民間企業を支援する機能を有する「CDM/JI 情報センター」と「CDM/JI 技術支援センター」により構成される。両センターは相互補完的に協力して活動する。両センターともに、プロジェクト支援担当省庁を支援する。

CDM/JI 情報センター

CDM/JI 情報センターは、CDM/JI 事業を実施する我が国の民間企業等に対して、有用な情報の提供、普及啓発活動を行う。代表的な活動を以下に示す。

日本企業への情報・資料提供

- ・ホスト国別プロジェクト関連情報（基礎情報、プロファイ/FS 情報）
- ・先進各国の CDM/JI 実施状況
- ・理事会、COP/MOP、UNFCCC 関連情報
- ・ホスト国の国家 CDM/JI 担当機関に関する情報

CDM/JI 関連セミナー開催

CDM/JI に関する PR 活動

教育・啓発活動

ベストプラクティス紹介

ホスト国における日本政府機関の現地担当窓口の紹介

CDM/JI 技術支援センター

CDM/JI 技術支援センターは、CDM/JI 事業を実施する我が国の民間企業等に対して、技術的な支援活動を行う。なお、我が国の民間企業に対する支援を広義に捉えて、支援活動にはホスト国の CDM/JI に関連する組織制度や事業者の活動も包含する。代表的な活動を以下に示す。

プロジェクト発掘/FS 調査の実施

ホスト国のキャパシティビルディング

- ・組織制度整備支援
- ・CDM/JI 関連統計情報構築等支援
- ・国家 CDM/JI 担当機関設立・運営支援
- ・ホスト国事業者等研修

ベースライン設定・モニタリング等指導

CDM/JI 実施ガイドライン/マニュアルの作成・改訂

< CDM/JI 事業登録ユニット >

「CDM/JI 事業登録ユニット」は、環境省・経済産業省により構成され、指定運営組織による確認が終了し、理事会により受理された、我が国の事業者による CDM 事業、及び JI 事業(認可独立機関による判定が必要な場合は、判定が終了した事業)を登録する「国内登録簿」を作成・運営・管理する。CDM/JI 事業登録ユニットは、国際的なルールの策定状況を踏まえて国内登録簿を作成し、承認から登録までの一連の手続きを経た事業が一定件数を超え、効率的なルーチン化が達成されるまでは、CDM/JI 事業承認ユニットの京都メカニズム活用連絡会との連絡・調整を行い、適切な運営管理方法を確立する。

< 事務局 >

「事務局」は、内閣官房・環境省・経済産業省により構成され、上記3つのユニットの企画調整を担当する。また外務省と共に、我が国の国家 CDM/JI 担当機関の窓口として、理事会、COP/MOP、UNFCCC との情報交換・交渉を行う。また、事務局は、CDM/JI 情報センターとの連携を図るための十分な機能を有することが望ましい。

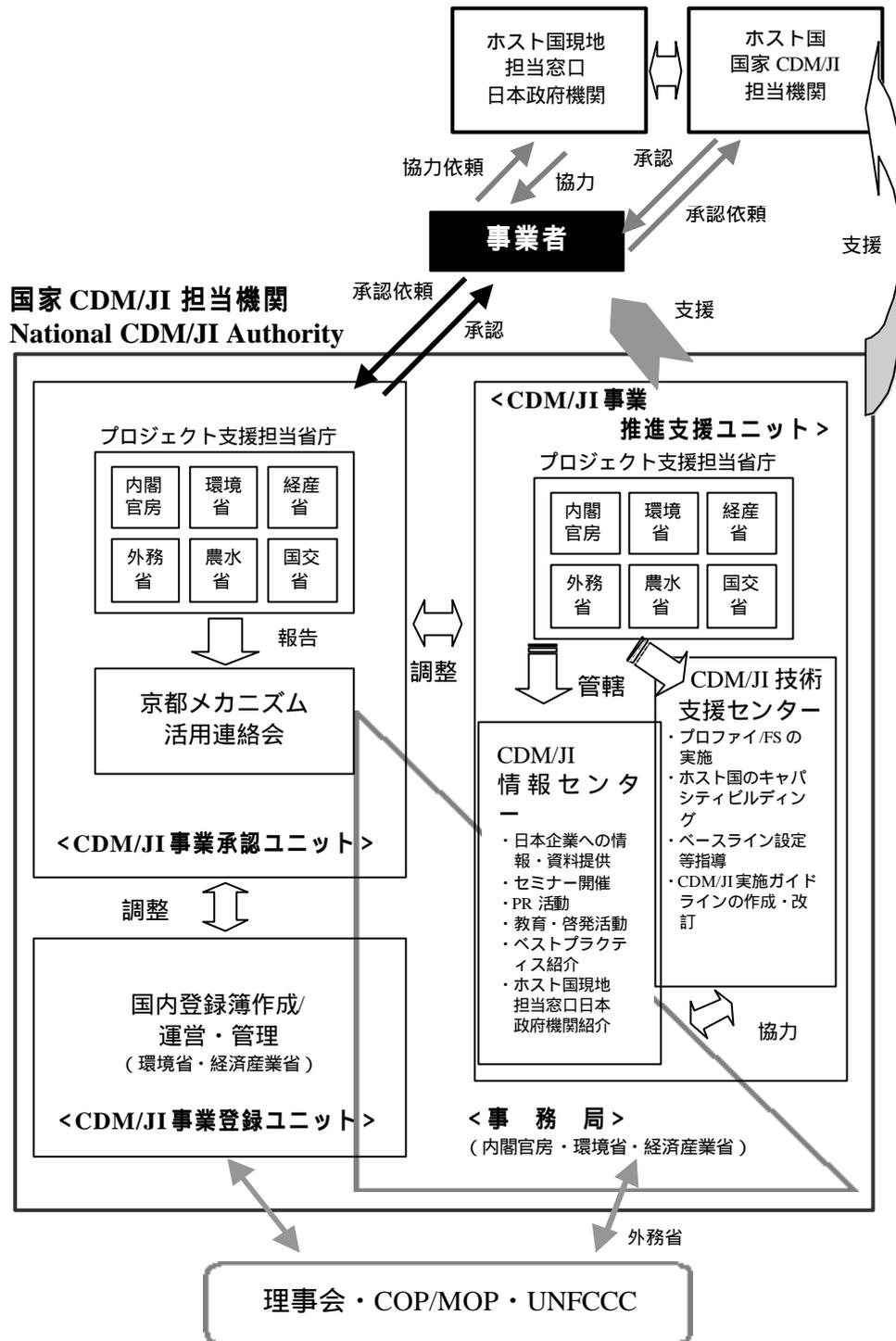
< ホスト国現地担当窓口の日本政府機関 >

「ホスト国現地担当窓口の日本政府機関」は、ホスト国における我が国の事業者の活動支援、及びホスト国の国家 CDM/JI 担当機関との連絡調整、我が国の CDM/JI 事業活動のホスト国における PR 活動を行う。我が国の事業者の活動支援に関しては、各種の情報提供に加えて、ホスト国の承認レター取得補助等、さまざまな支援が想定される。

< 留意事項 >

上記の我が国における国家 CDM/JI 担当機関の例において、以下に示す事項に留意する必要がある。

- ・ CDM/JI 情報センター及び技術支援センターは、原則として、当該活動の機能を付加することが可能な既存の組織・機関を活用する。
- ・ 3つのユニットが相互に協力・調整し合いながら活動することを可能とするために、事務局の調整機能・権限を強化する。
- ・ CDM/JI 事業推進支援ユニットによる途上国及び経済移行国支援を、我が国の新しい政府開発援助の目玉として、温暖化対策推進の国際的貢献に資するとともに、別途検討されるべき CDM/JI 事業推進の資金的措置と連動させて、我が国の民間企業の CDM/JI 事業推進を支援する。
- ・ CDM/JI 技術支援センターの活動を通じて、ベースライン設定、モニタリング計画策定等技術的事項に関する国際的な検討の場でリーダーシップをとり、我が国に有利な形（少なくとも不利にならない形）で技術的事項の国際的レベルにおける標準化作業に参画する。



(2) 今後の課題

以下に、我が国の国家 CDM/JI 担当機関及び CDM/JI 承認制度に関する今後の課題を示す。

- ・ 関係省庁連絡会議による国家 CDM/JI 担当機関の設立方針及び CDM/JI 承認制度の基本的考え方の検討（緊急事項）
- ・ 国家 CDM/JI 担当機関暫定事務局の設置とワークプラン・スケジュールの検討・決定
- ・ 民間企業等 CDM/JI 実施者に対する支援プログラムの構築・実施
- ・ 相手国の国家 CDM/JI 担当機関との連携・協力

なお、ホスト国の CDM/JI 事業の承認制度構築に対する支援については、以下の課題が挙げられる。

- ・ 現在の UNFCCC フォーカルポイントに対する包括的な温暖化対策に関する技術的・組織制度的な支援の充実（適応策を含む）
- ・ 国家 CDM/JI 担当機関設立に対する地域別支援計画（アジア地域、南太平洋島嶼国、アフリカ、中南米、東欧）の策定と意識向上を目的としたワークショップ等の開催
- ・ 国家 CDM/JI 担当機関におけるコアメンバーとして、日本人専門家の派遣
- ・ 我が国の国家 CDM/JI 担当機関との連携・協力